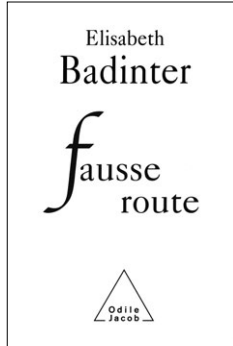


バダンテール著『フォース・ルート』

Elisabeth Badinter, *Fausse route* (Odile Jacob・avril 2003)

上村 くにこ

はじめに



エリザベート・バダン

テールは、フランスを代表するフェミニストの一人である。一九八〇年の『母性という神話』で、「母性愛は本能ではない」と喝破し、一九八六年の『男は女、女は男』で「ジェンダーの壁はこれ

から限りなく消滅してゆくだろう」と断言した。彼女の立場は、男女の対立という政治的関係の歴史は終わりを告げつつあり、生物学的性差を根拠とする性アイデンティティーは核として痕跡は残すが、ライフサイクルにあわせてジェンダーを自由に飛び越えられる範囲は、無限大に拡大されたと分析した。さらに一九九二年の『XY・男とはなにか』で男性アイデンティティーが成立する歴史的背景を探索した。彼女の本はすべて出版されるたびに、それぞれ反感と賛同が渦巻く

話題のベストセラーとなってきた。日本でも翻訳されて、世論を強く引く張ってゆく役割を果たしている。

そのバダンテールが今年四月に一冊の本を出版し、再び注目をあびている。タイトルは『フォース・ルート』（間違った道）。つまりフランスフェミニズムは間違った道にはまり込んだという糾弾の書である。エクスプレス誌などは、この書をドレフュス事件について発言したソラの「私は糾弾する」という政治パンフレットになぞらえた。

フランスのフェミニズム運動の特質

いったいバダンテールはフェミニズムのどこが間違っているというのだろうか。『フォース・ルート』の論の進め方は、彼女一流の平易な論理性に欠ける。流れるような平易な構成はなく、メッセーじ性を重要視して、さまざま事実を繰り返し弾丸のように列挙して読者を圧倒するという手法を取っている。一言で要約すると、90年代からのフランスフェミニズムが、分離主義に傾斜していることを憂慮し、厳しい非難をあびせているのである。

そもそもフランスのフェミニズム運動は、アングロサクソン系のフェミニズムと違って、男と女が相容れない敵対関係にあるというスタンスをとらず、女性の当然の権利を主張しつつ、男女の共生を尊重してきた。バダンテールはその代表者であったし、また、その妥協性をフェミニズム理論の不徹底性として非難されることもあった。

フランスでは六八年以来のフェミニズム運動のなかで、中

絶合法化をはじめ、女性の生殖決定権が確立された。さらにミッテラン政権が成立すると、「女性の権利省」が創設されて結婚、出産、就職などを選択する自由と権利は大いに進展した。革命以来の衣鉢をつぐ共和国とフランスフェミニズムは自由と平等を押し進める両輪として、輝かしい成果を挙げたきたと言えるだろう。

たしかに自由と言う点で大きな勝利を得たフランスが、平等という点では劣っている。立身出世よりは個人の幸福を追求するフランスのメンタリティや外国人労働力の多さなどの理由から、女性の就労率は高いものの、上級幹部となる女性の数は伸びていない。特に政界進出への進出は大いに遅れ、下院に女性議員が占める割合が四〇%まで達している北欧に較べると、フランスでは一九九七年に一〇・九%と、EU一五カ国の中ではギリシャに次いで低い数であった。EU参加国の平均が二二・四%である事実と比較しても、この立ち遅れは問題視せざるを得ないと、誰しもが感ずるようになってきた。

これを正すためのフェミニスト運動のなかで、新しく主流となってきた考え方が分離主義である。これはドウオーキンやマツキノンなど、アメリカのフェミニズムの考えかたである。それによれば生物学的性差は決してなくなることはなく、男女の対立は、緩むどころか近年ますます激しくなっているから、それに対して女性を特別に扱う政策を取るべきであるという考え方である。バダンテールはこの動きを新フェミニズムと呼び、これがいかに「男と女の絶えざる対話と共生」というよきフランスの伝統をだめにするか、いかに現実から

かけ離れているかを強調している。「男性は戦う相手ではなく、交渉の相手である」と繰り返す。

パリテ法とは

日本では、あまりに遠い理想のように見えるために、あまり人々の関心を引かなかつたパリテ法とは何かをここで説明しよう。これは男女の立候補者の数を同じ数にすることを制度化する法律である。フランス共和国は一九九九年に憲法第三条に「法律は、選挙によって選出される議員職と公職への女性と男性の平等なアクセスを助長する」というパラグラフを書き加えた。この条項は二〇〇一年に、比例代表制が採用されている人口三五〇〇人以上のすべての市町村に初めて適応され、女性議員は二五・七%から四七・五%とほぼ倍増した。

「新たなフランス大革命」とメディアに呼ばれたパリテ法をジュリア・クリステヴァは「文明の転換点に匹敵する」と激賞した。またこのパリテ法の理論的推進者の一人アリミも、パリテ法が成立したとき「歴史的進歩であると同時に、もう一つの普遍主義の哲学的到来」であると称揚した。

ここで、普遍主義という言葉を解説しよう。一七八九年の「人権宣言」の第六条には次のように書かれている。「すべての市民は法の前に平等であるから、各人の能力に応じ、各人の徳および才能による差別以外のいかなる差別も受けることなく、等しくすべての公の位階、地位、および職に就くことが許される」。このように人権宣言が想定する市民は、宗教にも人種にも、そして性別にもかかわりない、普遍的で抽象的

な人間を想定している。

実際、一九九二年には一度、クォーター制を採用する旨の選挙法が下院で可決されたことがある。しかしそれは憲法院によって違憲という判断が下された。つまり「選挙における立候補者をその属性によってカテゴリーに分けることは、市民概念の抽象性ゆえの普遍性を否定することであり、人民を部分に分離し、共和国の不可分性を侵す」という理由である。

これに対して、パリテ法を推進する哲学者アガサンスキーは、『二つの性の政治』という本の中で、「女性と男性は、存在の仕方がちがう二つのグループである。そもそも人類とは男性市民と女性市民という二つの異なった層からなる混合組織だったのである。性的差異を否定することは、人類をただひとつの性、つまり男の性に還元することになる。普遍という美名の下に、事実上の女性差別を隠蔽することは許されない」と反論した。このように男女の分離を前提としたパリテ法は、フランス共和制の根幹にふれる大きな哲学的問題であり、必ずしも賛成派イコールフェミニスト、反対派イコール反フェミニストと分類できない複雑さがある。

「分離主義」と「犠牲者としての固定化」

バダンテールは反パリテの論客として、一九九九年ころから新聞などのメディアで論争を展開していたが、『フォース・ルート』では、この批判を徹底化させている。

彼女が最も激しく非難するのは、この憲法の根本思想である分離主義である。性別によって市民を区別することは、政

治を自然主義へと退化させるものである、そして男女の対立は近年ますます激しくなっていて、犠牲になるのは常に女性、暴力を振るう側は常に男性であるという決めつけである。

二〇〇〇年に行われたアンケート調査では、年間を通じて三七％のフランス女性が男性パートナーから精神的暴力を、一〇％が肉体的暴力を受けていると感じているという結果が発表された。バダンテールはこの数字は、イデオロギーが統計の魔術を使って数字を操作した好例であるとする。セクシュアリティに関することすべてに関して加害者と被害者を二分してしまう考え方は、女性の地位を上げるところか、女性を保護の必要な弱々しいお人形に固定し、結局は自己卑下と屈辱感に押し込めることになるとバダンテールは非難する。

彼女が糾弾するもうひとつの法律は、二〇〇二年に制定された「セクシャルハラスメント法」である。この法によって、たとえ言葉によるものであっても「望まない性的アプローチ」をされた場合、相手が上司であれ同僚であれ部下であれ、証拠を揃えなくても訴えることが出来るようになった。セクシャルハラスメントが広義に定義しなおされたわけである。バダンテールは、この法がこれまでフェミニズムが追求してきた対話的な男女関係をギクシャクさせ、男女のかけひきを警察の取り締まりの対象にまで貶めてしまうと悲しむ。そして「フランスフェミニズムはこれで死んだ」とまで嘆いてみせる。シャルル・トレネやトリュフォー流の「盗まれた接吻」も取り締まりの対象になり得るわけだ。「男性性が警察に取り締まれる」時代になる。

この法はヨーロッパの人権法の一環として、二〇〇五年にはヨーロッパ連合国すべてに適用されるという。EU連合内の人権法が整備されるにしたがって、フェミニズムもアメリカ主導の「グローバリゼーション」の波に晒されているということだ。男性グループと女性グループが排他的に共存する社会というのは確かにあまり楽しくない社会のように思える。

ここにはまたフランス伝統の普遍主義と、EUに強い影響力を及ぼしている共同体主義とのせめぎあいが見られる。多様な個人が平等な市民という資格で参加することを理念とする共和主義的ヴィジョンを追及してきたフランスが、多文化主義という名のもとに、民族、宗教、文化などの同一性を絆とする排他的共同体が並存するモザイク的ヴィジョンへと変容してゆく状況が進んでいるという否定しがたい事実がある。

結語

バダンテールの本は、フランス的伝統のフェミニズムが時代の力によって変容の必要性にさらされているということをししひしと実感させる。普遍主義者の危機意識は鋭く説得的である。しかし彼女の普遍主義的主張が、アメリカ流の分離主義に取って代わるほど有効なものだとは、どうしても説得されなかった。普遍主義という美名のもとに、女性、白人以外の人種を不可視のものにしてきた長い歴史があるからだ。今日火急の問題であるフランス国内のマグレブ系やアフリカ系女性の問題の前で、これが至上のヴィジョンだとは思えない。ヨーロッパはこれから、普遍主義という理念と多様な共

同体の権利をどう保障するかというジレンマ、言い換えれば理想と現実の綱引きのなかで、個々の問題と対峙するより他ないと思われる。